Kii-Gun (近夷郡) and Rule by the Josaku (城柵)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2020-11-09
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 熊谷, 公男
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24289

近夷郡と城栅支配

熊

谷

公

男

はじめに

律令的な支配体制を実現するまでの過渡的な支配形態という側面を確かにもっていた。また蝦夷と境を接する地域 られる。その点からいえば、平川南氏が「城制から郡制へ」という形で定式化したように、城栅支配はその地域に のとおりであろう。 おり、その意味で城栅が「準国府的性格」を有する「広域行政府」とも呼びうるものであったことも平川氏の指摘 では、建郡後も城栅が存続することが多かったが、それらの城栅は通常周辺の複数の郡を統轄する役割をはたして には彼らを編戸の民として調庸を徴収するという、律令的な支配体制を樹立することをめざすものであったと考え 律令国家の蝦夷政策は、蝦夷を強攻策(征討)や懐柔策(饗給)によって支配下におくことを目的とし、最終的

え、城栅とその管轄下の郡の関係を、かかる蝦夷支配との関連を基軸にすえて考えてみることにしたい。 せて律令国家の支配領域を拡大するという役割をになっていたのである。本稿では、城栅を蝦夷支配の拠点ととら している。すなわち城栅は、まさに律令国家の蝦夷支配を遂行する主体であって、より遠方の未服の蝦夷を服属さ られている「饗給(撫慰)、征討、斥候」の規定を実施するために設置された施設、ということができることを指摘

今泉隆雄氏は、城栅とは、法的には国司が常駐して、職員令大国条の陸奥・出羽・越後の国守の職掌として掲げ

蝦夷の禄物として、膨大な人的・物的資源を必要とした。この点から考えると、城栅の設置された地域の郡 (= 「近 さて城栅を拠点として蝦夷支配を遂行するには、兵力、あるいは城栅の造営や修理の労働力として、また軍粮や

夷郡」)は、城栅を拠点とした蝦夷支配と不可分に結びついていたはずで、その遂行に必要な人的・物的資源の供給 基盤をになっていたと考えられる。

によって構成される蝦夷郡の三つの類型に区分することができると思われる。このうち⑵の「近夷郡」という語は、 陸奥•出羽両国の諸郡は、⑴ 一般の令制郡、⑵ 蝦夷と境を接する地域に置かれた近夷郡、⑶ 服属した蝦夷集団

ことが知られる。近夷郡の重要な特徴としては、城栅の設置されている地域に建置されて城栅と併存し、その住民 (八一〇)年二月二十三日官符には「黒川以北之奥郡」とあり、「奥郡」も「近夷郡」と同様の意味で使われている 『三代格』弘仁五年三月二十九日官符所引の天平七(七三五)年五月二十一日格に「陸奥之近夷郡」と見える。なお 同格にもとづくと思われる『延喜式』(式部上)の規定では「陸奥縁辺郡」とされている。ほかに『三代格』大同五

られる雄勝・平鹿・山本の山北三郡が、やはり近夷郡の範疇にはいると思われる。 る桃生・栗原・胆沢などの諸郡も、当然、この類型に含まれる。また出羽国では、雄勝城の管轄下にあったと考え 奥国では神亀元年ごろいっせいに成立したと考えられる黒川以北十郡が近夷郡の典型であろうが、その後に成立す は移民系を主体として構成されているが、ほかに蝦夷系の住民も少なからず存在したことなどがあげられよう。陸

夷二人が後方羊蹄を政所とすべきことを進言したという記事の分注に「政所、蓋蝦夷郡乎」とみえている。この分 れた八世紀前半に、蝦夷によって構成されるある種の郡をさして現実に使用されていたものとみなくてはならない。 注は『書紀』の編者の施したものであろうが、とすればこの「蝦夷郡」という語は、少なくとも『書紀』の編纂さ の「蝦夷郡」は『書紀』斉明紀五(六五九)年三月条の阿倍臣(比羅夫)が肉入籠に至ったときに、問菟の蝦の「蝦夷郡」は『書紀』斉明紀五(六五九)年三月条の阿倍臣(比羅夫)が肉入籠に至ったときに、問菟の蝦 かに孤立した形で設定される場合とがあったと考えられる。 うに、律令国家の領域に隣接した地域に設定される場合と、⑷ の事例のように、領域外の未服の蝦夷の居住地のな ては別の機会に詳しく述べることにしたいが、(6)が通説のごとく遠田郡の建郡記事であるとすれば、この場合のよ ことを原則としたもので、蝦夷の集団としてのまとまりは破壊されずに存続したと考えられる。この蝦夷郡につい 所に郡家を設置し、申請者たる蝦夷の族長をそのまま郡司に任命して、律令国家と一定の政治的な関係を取り結ぶ 注解しているのと、『続紀』の建郡記事がいずれも蝦夷の申請にもとづいて、「郡家」を建てることを主内容として であろう。『書紀』の分注が、蝦夷がその設置を進言した後方羊蹄の「政所」という施設をさして「蓋蝦夷郡乎」と が香河村に、蝦夷須賀君古麻比留らが閇村に郡家を建てたいと請い、いずれも建郡が許された例や、心 んだのである。具体的には、②『統紀』霊亀元(七一五)年十月丁丑条で陸奥の蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈らんだのである。具体的には、②『統紀』霊亀元(七一五)年十月丁丑条で陸奥の蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈ら 隼人によって構成された郡を「隼人郡」といったのに対して、蝦夷によって構成された郡を、当時、「蝦夷郡」と呼 天平八(七三六)年度の薩摩国正税帳には「隼人一十一郡」という呼称が見えており(『大日本古文書』二巻一二頁)、 いることも、両者符合する。要するに「蝦夷郡」とは、服属した蝦夷からの申請にもとづいて、蝦夷の希望する場 (七三○)年正月辛亥条で田夷村の蝦夷たちの願い出により、同地に郡家を建てることを許された例などをさしたの 同畫天平二

の多くが逃亡してしまうということもしばしば起こったことである。そのうえこの地域には移民系と蝦夷系の住民 域が、蝦夷と境を接しているという特殊事情から在地の状況がきわめて不安定で、蝦夷との対立がつよまると住民

以上のごとく、近夷郡は辺境の郡のひとつの類型としてとらえられるが、注意されるのは近夷郡の設置された地

が混住していたのであるから、その点でも通常の令制郡とは大きく異なっていた。近夷郡は、このような特殊な状 のである。近夷郡としての黒川以北十郡が微小な郡の集合体として存在した理由も、このような点をふまえながら 住民構成のもとで、城栅による蝦夷支配の基盤となる人的・物的資源の確保をおこなわなければならなかった

明らかにされる必要があろう。

配を支える基盤としてとらえ、その内部構造や城栅支配との関連を具体的に考えてみることにしたい。 程度自律的におこないうる組織として存在したことを論じ、つぎに近夷郡を、そのような城栅を拠点とする蝦夷支 本稿では以上のような問題関心から、まず城栅が当初より一貫して、一定数の住民を付属した、蝦夷支配をある

- 注(1) 平川南「古代における東北の城栅について」(『日本史研究』二三六 一九八二)。 今泉隆雄「城栅の官制について」(科学研究費補助金研究成果報告書『北日本中世史の総合的研究』 一九八八)。
- 3 ほかに「奥郡」という語は、『続紀』宝亀七年十二月丁酉条・延暦元年五月甲午条、『後紀』大同三年十二月甲子条などにも見え
- 年ごろにいっせいに成立したと考えられることは、拙稿「黒川以北十郡の成立」(「東北学院大学|東北文化研究所紀要」二一|一 の一環として、鎮守府=鎮兵制度の創設、軍団制の強化や多賀城・玉造等五栅の建置などと一連の政策によって、神亀元(七二四) 九八九)で述べた。 黒川以北十郡が、東国への依存を最小限にして可能なかぎり陸奥一国で蝦夷支配を遂行していこうとする「神亀元年」体制創設
- (5)【三代実録】元慶四(八八○)年二月二十五日己酉条に「先ュ是出羽国言、管諸郡中山北、雄勝・平鹿・山本三郡、遠去ṇ国府」、 近接"賊地; 。昔時叛夷之種、与、民雑居、動乗"間隙; 、成"腹心病;……」とある。

三九

- 6 ·東北古代史の研究』 吉川弘文館 (一九八六)で述べた。ただし lb のような事例については別に考える必要があろう。 それが通常、貢納制的な支配=隷属関係とみるべきものであることは、拙稿 「阿倍比羅夫北征記事の基礎的考察」 (高橋富雄編
- (7) 村尾次郎氏が「夷郡」と名づけたものも同様のものをさすとみられるが「「奥羽の動乱と俘軍」 (「律令財政史の研究」 増訂版 移民を主体として建置されたものであることからいって、「近夷郡」の一例とみるべきものであろう。 えられず、したがって辺境の郡のひとつの類型とはみなしがたい。むしろ、ここに見える多質・階上の二郡は、城棚の設置地域に が設置されたのにその官員 (=統領の人) が任命されていない、という変則的な状態をいったものであって、制度的な存在とは考 は、後文に「徒に開設の名ありて、未だ統領の人を任ぜず」、あるいは「建てて真郡となし、官員を備へ置かん」とあるように、郡 為"真郡"、備"置官員"」とある記事から案出された語のようであるが、この記事内容からすると「権に多質・陼上二郡を置く」と 防禦於東西,。誠是備,預不處,、推,鋒万里,者也。但以、徒有,開設之名,、未、任,統領之人,。百姓願望、無、所、係、心。望請、建 史地理学的研究』〈大明堂 一九八三〉に所収)〕。この「権郡」というのは、『続紀』延暦四(七八五)年四月辛未条に「名取以南 型としてあげる説もある〔服部昌之「東北地方における郡の成立」(「史林】四六-二 一九六三、のちに補訂して『律令国家の歴 一十四郡、僻在"山海"、去,塞懸遠。属,有"徽発"、不,会"機急"。由,是權置"多賀•階上二郡"、募"集百姓"、足"人兵於国府"、設" 川弘文館(一九六四)】、「夷郡」という言葉は当時の文献には見えないので、ここではとらない。また「権郡」を辺境の郡の一類

一 律令官人の城栅観

家の官人貴族層が城栅をどのようなものと考えていたか、ということを取り上げてみたい。 本節では城栅支配の実態を具体的に考える手がかりとして、まず最初に蝦夷支配を遂行する立場にあった律令国

辺難波(難破)らと協同作戦をとり、大規模な軍事行動を実施するが、そのときの東人と難波のやりとりのなかに、 天平九(七三七)年に陸奥按察使大野東人らは、多賀城から出羽栅への直路を開通させようとして、出羽国司田

当時の律令官人の城栅観が具体的に語られていて興味深い。それは遠征軍が賊地比羅保許山まで行ったときのこと 域の蝦夷(狄俘)を説得して味方につけないと城栅の防守が困難になるとして、在地の蝦夷の帰順が城栅の維持に る。 きない」として、雄勝地方への進攻を断念して多賀栅に帰還するのである〔『続紀』同年四月戊午条〕。 耕種し、穀を貯えて運粮の労力をはぶこうというものであった。ところが今春は大雪で、それができない。城郭は あり、もし彼らの申し出を無視して進攻すれば、俘らは山野へ逃走してしまい、労多くして功少なく、 協議するのであるが、そのとき難波は「今回の軍事行動の目的は俘狄を教喩して城を築き、民を居住させるためで よって、蝦夷支配に必要な人的・物的資源をできうるかぎり自給自足するという体制を城栅支配のありうべき姿と 供給源としての民が城栅には必須のものと考えられており、東人も難波も城栅に一定数の民を付属させることに について語っているなかでまず注目されるのは、城栅の設置と民の居住とが一体のものと考えられていることであ 人民はながく安堵するであろう」と意見を述べたが、東人もこれに同調して「東人の作戦は、はやく賊地に入って えない。ここは官軍の威を示してこの地から引き返し、あとで難波が説得して帰順させれば、城郭はまもりやすく して念頭に置いているのである。もう一点注目されるのは、難波が留意していることであるが、城栅を設置する地 いう任務も負うものと考えられている。この民とはいうまでもなく栅戸のことであろう。要するに、兵士と粮食の 朝にもなるが、城をまもるのは人であり、粮食が不可欠であるのに、耕種のときをうしなっては、その供給がで この城栅に付属する民は城栅の守備要員であると同時に耕作に従事して粮食を生産し、運粮の労力をはぶくと 雄勝村の俘長ら三人が官軍の進攻を恐れて帰降してくるということがあって、それにどう対応するかを両者で 両者が城栅 上策とはい

=

力を前提として設置され、兵力と物資の供給源としての民を付属させて、ある程度自律的に蝦夷支配をおこなうこ 不可欠なことを主張していることである。すなわち両者の城栅観をまとめてみると、城栅は在地の蝦夷の帰順と協 とのできる組織ということになろうか。

が、右の二人の城栅観は実録的な『続紀』のなかで、しかも軍事作戦の遂行如何を協議するという、きわめて現実 的な内容をもった文脈のなかで語られているのであるから、このような史料的性格を認めるかぎり、この記事のも れは支配層のイデオロギーであって、城栅支配の実像を示すものではないという批判があるいはあるかもしれない て、このような城栅像が当時の城栅の実体に即したものであるかどうかは、別に検証してみる必要があろう。 にある支配層の理念を示したものであるから、その限りにおいてこの史料のもつ限界は十分にふまえるべきであっ つ現実性は簡単には否定できないと思われる。ただしこれは、天平九年という時点での、蝦夷支配を遂行する立場 如上のような文献史料から抽出された城栅像は、官人貴族層ないし律令国家の城栅観を示すものではあっても、そ

二 原初的城栅とその付属の住民

る、という経過をたどるが、「栅」・「城」とも訓はキである。【書紀】によれば、七世紀後半段階の初期の「栅」に、 両用される時期を経て、八世紀後半以降は「――棚」はほとんど用いられなくなり、ほぼ「――城」に一定してく 東北地方の城栅は、史料上は八世紀中葉まで「――栅」の表記で一定しており、以後「――栅」と「――城」が

すなわち栅戸が城栅に付属する百姓であるのに対して、栅養蝦夷とは城栅に付属する蝦夷ということなのであって、 年六月十九日官符にも「夫辺城為」体、依」養∥夷俘」、常事∥殺生」」とある。「棚養」という語は、平川・高橋両氏の 題を提起しているが、これへの回答は保留している。なお、蝦夷を養うという表現は『三代格』貞観十八(八七六) この栅養蝦夷について、平川南氏は、「夷俘料の支給を受けていた蝦夷の意」とし、また高橋崇氏は「栅養」につい することを指摘している。これはすでに改新直後の段階に造営された城栅に栅戸が付属していたことを示すもので、 すでに栅戸が付属していた。大化三(六四七)年是歳条には「造"渟足栅,置"栅戸,」とあり、翌大化四年是歳条に そういう意味で両者とも公的施設としての城栅を主体とした政治的な概念とみることができる。とすれば、栅養蝦 に限定されるわけではないから、要するに城栅の支配に服し、その庇護下にあることを意味することばと解される。 は帰順した不特定多数の蝦夷のこととみている。さらに氏は「栅養蝦夷とは一種の身分といってよいか」という問 て「字義通り栅に養われると解すべきで」、「具体的にいえば、食料などを支給される」ことで、結局、栅養蝦夷と るためのものであることが明記されているので、かかる初期の城栅が「対蝦夷の防衛的軍事施設として設置された」 沼垂・磐舟両郡の郷名は越前・越中・信濃などの国の郡郷名に一致するものが過半数を占め、『書紀』の記述と対応 いうように、城栅から食料などを支給されるというところに由来があるのであろうが、城栅との関係はむろんそれ という側面をもつことは否定できない。もうひとつ大宝令制以前の城栅で注目されるのは、栅義蝦夷の存在である。 しかも上記の大化四年条には「治"磐舟栅,以備"蝦夷,」とあって、栅戸の移配をともなう城栅の造営が蝦夷に備え は「治"磐舟栅,以備"蝦夷,、遂選,越与"信濃,之民4、始置"栅戸,」とみえているが、平川南氏は、『和名抄』 所載の

夷も栅戸と同じように国家によって設定された身分と解され、ほぼ八世紀以降の「俘囚」身分に相当するものとい の記事から優幡黌郡(評)に城栅とその付属寺院があったことを推定しているが、妥当な見解であろう。 されている記事があるが、この「優帾公郡」とはのちの出羽国置賜郡に相当する「郡」と見られる。高橋氏は、こ れる。また持統紀三(六八九)年正月丙辰条には陸奥国の「優崤公郡」の城養蝦夷二名が沙門になりたいと請い、許(6) えよう。そして工藤雅樹氏が推測しているように、彼らの主体は城栅が置かれた地域の本来の住民であったと思わ

されていない地域の、集団のまま帰順した蝦夷とみられ、栅養蝦夷とは明らかに存在形態を異にした、後述する令 設置地域に置かれて栅戸の移配をともなう近夷郡とは明確に異なる。この点からも「俘人」は、いまだ城栅の設置 ゆる「立郡人」に相当し、建郡後は郡領になったと推察される。このような郡は前記の蝦夷郡の類型に属し、城栅 養」があくまでも城栅を主体とした概念であるのに対し、この「俘人」とは帰順したことを意味する語ではあって 制下の「蝦夷」身分に相当する範疇と考えられるのである。 族長であって、彼にひきいられた蝦夷が集団のまま建郡を申請するという形態をとっている。建郡の申請者がいわ されているが、ここにみえる「俘人」もまた帰順した蝦夷とみられ、その点では栅養蝦夷と同様である。ただ「栅 なお天武紀十一 (六八二)年四月甲申条では、越蝦夷伊高岐那らが 「俘人」 七十戸で一郡を建郡したいと請い、許 城栅との関係を示すものではない。しかもこの場合、建郡の申請者は蝦夷であるが、彼はおそらく蝦夷集団

く)と服属した在地の蝦夷である栅養蝦夷(キョウノエミシ)を付属した施設であったと考えられるが、斉明紀四 このように、原初的な城栅である七世紀後半段階の栅(キ)は、王権の主導する計画的移民としての栅戸(キノ

このような初期の遠征軍を構成する母体となっていたことになる。おそらくヤマト政権は彼らを遠征の際の兵力と に参加して、その功が認められた結果であろう。とすれば、栅戸と栅養蝦夷は、国造軍ないし評造軍などとともに、 徴発された兵士を率いて参加したことを示すものと解され、栅養蝦夷が叙位されていることも、同様に彼らが遠征 ある。その栅造と下級官の判官が叙位に預かっているということは、斉明四年次の遠征に栅造・判官らが栅戸から れるようになるためと思われる。栅造はこのように城栅設置地域の支配機構が分化する以前の官職とみられるので 造が八世紀以降その姿を消してしまうのは、城栅設置地域にも郡(=近夷郡)が置かれ、栅戸の長は郡司に任用さ 積らが含まれていることである。栅造とは、授けられた冠位や大伴君という氏姓などから推し畳って、栅戸の出身 たいのは、このときの叙位の対象者に栅養蝦夷二人と都岐沙羅栅造•判官(いずれも名を欠く)、渟足栅造大伴君稲 際して服属した蝦夷をともなって帰還し、遠征で功のあった人びとに叙位をおこなったものである。ここで注目し 七月条は、以前拙稿で論じたように、斉明四年次の阿倍比羅夫の北征に対応した記事であって、その遠征の終了に (六五八)年七月甲申条は城栅に付属する両者の役割を考えるのに重要な手がかりを与えてくれる。この斉明紀四年 したばかりでなく、平時は農耕に従事させて粮食の備蓄をはかり、また栅の造営・修理の主要な労働力ともしたの (北陸地方か)の在地豪族のようで、通常の評でいえば評造・評督に相当する、栅戸を統率する官であろう。栅

組織として設置されたものであったことが知られたが、これはさきの大野東人と田辺難波の協議から抽出した城栅 このように城栅は、その原初的段階において栅戸と栅養蝦夷を付属し、蝦夷支配をある程度自律的に遂行しうる

像ときわめてよく合致するものといってよい。すなわち東人や難波の城栅像は、このような七世紀後半以来の現実 の城栅の存在形態をふまえたものとみられるのである。つぎに八世紀以降の令制下の城栅についてこの点をさらに

検討してみよう。

- 注 (1) 平川南「古代の城栅に関する試論」(『原始古代社会研究』四 校倉書房 一九七八)。
- 平川南「古代東北城栅の特質について」(『東北歴史資料館研究紀要』四 一九七八)。
- (3) 髙橋崇「栅」(前掲【東北古代史の研究】)。

平川氏、前掲「古代における東北の城栅について」。

(5) 髙橋氏、前掲「棚」。

4

- (6) 工藤雅樹「多賀城以前」(『福大史学』四六・四七合併号 一九八九)。
- (7) 髙橋氏、前掲「棚」。
- (8) 拙稿、前掲「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」。
- 9) 髙橋氏、前掲「栅」。工藤氏、前掲「多賀城以前」。
- 登臣は能登地方の豪族であり、遠征軍に北陸地方の豪族の率いる兵士が含まれていたことを物語っている。 『盘紀』斉明紀六(六六○)年三月条によれば、この年の遠征の際に、粛慎との戦闘において能登臣馬身龍が戦死しているが、能

三 令制下の城栅と城栅付属の住民

令制下の城栅に栅戸が付属することはいうまでもないが、この栅戸は天平宝字ごろを境として大きく変質し、浮

変質の原因を考えるにあたっても見逃せない重要性をもっていると思われる。 なわち、従来いわれている栅戸の変質には、「栅戸」ということば自体の変化がともなっているのである。この点は、 る場合にかぎって、そのことを示すために「栅戸」という語を意識的に使用するようになることがうかがわれる。す 暦十四(七九五)年十二月己丑条の「逃」軍諸国軍士三百卅人、特宥"死罪;、配"陸奥国;、永為"栅戸;」という記事 ばれなくなるのである。神護景雲年間以降で「栅戸」と呼ばれているのは、『延喜式』の規定を除けば、『紀略』延 たたび一般の民戸を大量に城栅に移配する政策がとられるようになるが、これは従来以上の優遇措置をとって百姓 浪人や罪人を栅戸として移配するようになり、徒刑労働的な色彩を帯びてくる。さらに神護景雲年間ごろからは、ふ のみであって、辺境への移民一般を「栅戸」と称することを避け、犯罪人など特に城栅につよく緊縛する必要があ のなかから希望者を募るという形をとっており、しかもこれ以降は浮浪人の移配の場合も含めて栅戸とは決して呼

それにともなって蝦夷と境を接する地域の情勢がにわかに悪化するということが直接の原因であろうと思われる。② 生・雄勝両城の造営がおこなわれるなど、藤原仲麻呂政権下の天平宝字年間ごろから積極的な蝦夷政策が推進され、 ごとく、「逃亡無」已」という現実にぶつかって変更を余儀なくされるのである。このような状況が生まれたのは、桃 うに、一般の民戸を国家主導のもとに城栅に移住させるという従来の栅戸政策が、太政官がみずから表明している の復を給するという、従来以上の優遇措置を講じて桃生・伊治二城への移民を募るという方針を打ち出しているよ 亥条で太政官が「徙"無」罪之民」、配"辺城之戍」、則物情不」穏、逃亡無」已」として、当国•他国の民を問わず法外 律令国家が城栅設置地域への移民政策を大きく変更した原因については、『続紀』神護景雲三(七六九)年正月己

戸とすべきではないという通念は、これ以前にすでに生じていたと考えざるをえない。このような意識の変化がい かにしておこったかが問題である。 を栅戸として移配するという政策がとられているのであるから、栅戸に対する認識の変化、すなわち一般民戸は栅 ところがこの栅戸の変質の経緯を改めて考えてみると、桃生・雄勝両城の造営が開始されるとともに罪人・浮浪人

本原因であったと考えられるのである。 郡に移配された栅戸は内国の一般民戸に比べてかなり苛酷な状況におかれていたことが推測される。そのようなこ う体制に移行し、爾来天平宝字ごろまで東国からの栅戸の移配もおこなわれなくなり、陸奥・出羽では比較的安定 もなう栅戸に対する規避こそが栅戸政策の変更、さらには「栅戸」ということばそのもののニュアンスの変化の根 東諸国、陸奥南部などの百姓の、兵役や城栅の造営・修理などの過重な負担と不時の蝦夷の来攻などの危険とをと を犯罪人の移配などの特別な場合以外に使用しなくなっていくことが無理なく理解できると思われる。すなわち坂 とから、積極的な蝦夷政策が推進される天平宝字年間以前に、栅戸・鎮兵などの供給基地であった東国社会を中心 した時期が続くが、この相対的安定期においても、おそらく蝦夷との衝突は断続的に生じていたのであって、近夷 両城の造営の開始とともに罪人・浮浪人を栅戸として移配するという政策がとられるようになり、またこのことば にして、栅戸を特別視して厭う傾向がすでに社会的に醸成されていたということを想定してはじめて、桃生・雄勝 別稿で論じたように、神亀元(七二四)年ごろを境として、可能なかぎり陸奥一国で蝦夷支配を遂行しようとい

このようにして栅戸政策は変更を余儀なくされ、城栅への移配に応じた一般民戸・浮浪人は「栅戸」とは呼ばれ

陸奥南部の国郡名と一致するものが少なからず存在しており、このことからも、これらの郡の成立に東国・陸奥南 生郡磐城郷、栗原郡会津郷、江刺郡信濃・甲斐郷、胆沢郡白河・下野・上総郷など、『和名抄』所載の郷名に、東国・ 戸系≒と呼ぶことにするが、これら栅戸系の人びとの移配先は、② に「奥郡」とある以外は、⑴ と ⑶ が伊治城(村) 辰条〕。これらの大量移配された人びとは、既述のように、いずれも「栅戸」と呼ばれた形跡がないので、以下"栅 武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野などの諸国の浪人四千人を胆沢城に移配している〔『紀略』同年正月戊 〔『後紀』同年十一月戊申条〕、⑷ 延暦二十一(八〇二)年正月に胆沢城が完成すると即座に、駿河・甲斐・相模・ は相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後などの諸国から九千人もの民を発して陸奥国伊治城に遷置し もる百姓を募って復三年を給い定着させているし [『続紀』 同年十二月丁酉条〕、③ 延暦十五 (七九六)年十一月に している〔『続紀』同年六月丁未条〕のをはじめとして、② 宝亀七(七七六)年十二月に陸奥国諸郡から奥郡をま 軽視できない事実であろう。すなわち(1)神護景雲三(七六九)年六月に浮宕の百姓二千五百余人を伊治村に安置 れていくということである。従来はややもすると変質面のみが強調されがちであったように思われるが、この点は なくなっていくが、重要なのは栅戸政策の変更にもかかわらず城栅への一般民戸・浮浪人の移配はその後も継続さ の栅戸と同様に城栅と密接な関連を有していたことを示している。なお、八世紀後半以降に成立した近夷郡にも、桃 には栗原郡が存在しているのにもかかわらず、移配先を「伊治城」としており、これらの栅戸系の人びとが、本来 ので、けっきょくはすべて城栅の設置されている地域ということになる。 しかも ⑶ ではこの時期には伊治城の地域 で ⑷ が胆沢城と、いずれも城栅である。⑵ の「奥郡」とは、黒川以北十郡を中心にした近夷郡のことと考えられる

この地域を蝦夷支配を遂行するために必要な人的・物的資源の供給源として基盤強化することをその目的とするも 負っていたことも一般の公民と異ならなかった。さらに近夷郡でも正税出挙が実施され、軍粮の重要な財源になっ 般民戸を城栅設置地域に移配する政策が継続してとられ、城栅は依然として多数の栅戸系の人びとを付属する施設 のであったと考えられる。現に、後述するように、近夷郡に人びとを集住させることが、辺境の防備を強化するこ ていたのである[次節注 (9)参照]。とすれば、令制下を通じて行なわれたこれらの城栅設置地域への移民政策は、 と同様に租調庸を徴収されたであろうし(ただし戦乱や飢饉の際には臨時に給復がおこなわれた)、兵役の義務を の給復(=課役免)という特典があったが、その場合も租は免除の対象外であり、一定期間の経過後は一般の公民 であったのである。ところで、栅戸系の人びとはむろん、栅戸も、『続紀』天平宝字四(七六〇) 年十月十七日条に 部などの住民の移配がふかく関わっていたことが裏づけられる。このように栅戸が変質する天平宝字年間以降も、一 「陸奥国栅戸百姓」とあるように、身分的には百姓なのであって、彼らには通常一定期間(当初一年、のちに三年)

ものかもしれないが、それ以外に個別に他地域から逃亡してこの地域に移住してきた人びとが多数いたであろうと 他地域よりも税制上優遇されていたことが知られれる。これらの浮浪人は、上に触れた大量移配の浮浪人も含んだ 人びとが少なからずいたと考えられる。その一つは浮浪人である。『三代格』大同五(八一〇)年二月二十三日官符 には「黒川以北奥郡浮浪人、元来不」在「差科之限」」とあって、この地域に以前から浮浪人が存在し、しかも陸奥の とに直結するという認識が、八世紀から九世紀にかけてごく一般的に見受けられるのである。 公権力によって計画的に移配された栅戸および栅戸系の人びとのほかにも、個別に城栅設置地域に移住してきた

制上の優遇措置を講じて、とくに奥郡(=近夷郡)一帯への定住化を積極的にはかったのである。これもまた、こ 夷の居住地に近く民情が険悪で、互いにかくまって出さない」と言上したので、太政官は陸奥国司と下野国使とが 課役を忌避して競って逃亡し、国司が禁じても制止することができない。捜索に使者を派遣しても、その地域は蝦 ば、下野国司が「部内の百姓が陸奥国に逃亡すると、陸奥国はそれをどんどん編附するので、八七○人もの百姓が 思われる。そのことを示す具体的な事例として『続紀』宝亀三(七七二)年十月戊午条があげられる。同条によれ の地域の基盤強化策の一環としておこなわれたことは疑いないであろう。 たと思われる。陸奥国はこれら個別的な移住者に対して、さきの大同五年官符にみられるように、他地域以上の税 とみてよいであろう。移住者に優遇措置のある陸奥国に隣国の百姓が流入するということはほかにもしばしばあっ ともに検括して本郷に還すように命じている。「彼土近」夷、民情険悪」とあるので、逃亡先に奥郡も含まれていた

と考えられ(以下、これらの言葉を身分を示す語として使用する場合には、古垣氏にならってカッコをつけること 的には「蝦夷」(集団のままの間接的支配)と「俘囚」(城栅による個別的な直接支配)の二区分として把握された 余裕はないが、筆者は古垣玲氏の見解に基本的に賛成で、本来令制下においては、服属した蝦夷系の人びとは身分 この「俘囚」・「夷俘」それに「蝦夷」などの呼称の意義については多くの研究があり、ここでその問題に立ち入る 夷も多数いたことはいうまでもない。それらの人びとは「俘囚」、「蝦夷」あるいは「(帰降) 夷俘」などと呼ばれた。 にする)、それに対して「夷俘」とは特定の身分を示すものではなく、帰降した蝦夷全般をさす一般的呼称とみるの 以上、城栅の設置された地域に居住する非蝦夷系の人びとについてみてきたが、令制下の近夷郡には服属した蝦

がもっとも合理的であろう。

条では「今既殺」敵帰降、子孫蕃息」と述べられているので、彼らが黒川以北十郡に住むようになって少なくても数 が、その後、子孫が夷に抄掠され、代をへて俘となってしまった。しかしその虜庭を脱して化民となってすでに久 小田郡嶋田村」而居焉。其後、子孫為」夷被」虜、歴」代為」俘。……抜"彼虜庭」、久為"化民」」とあり、宝亀元年四月 されていたことだけははっきりしている。また神護景雲三年十一月条には「昔者、先祖大伴部直征」夷之時、 が主張どおりもともと王民であったかどうかは確認しがたいが、少なくともこの時点までは俘囚として国家に把握 この二つの記事は、いずれも俘囚の側からの申請という形をとっているが、明らかに一連のものとみられる。彼ら 掠されて賤隷(=俘囚)になってしまった、として俘囚の名を除いて調庸を貫納したい、と願い出て許されている。 巳朔条には、陸奥国黒川・賀美などの十郡の俘囚三、九二〇人が、同じように父祖がもと王民であったのに、夷に抄 しいので、俘囚の名を除いて調庸の民になりたい」と願って許されている記事があり、またその翌宝亀元年四月癸 伴部押人が、「自分の先祖は紀伊国名草郡の大伴部直という人で、征夷にしたがって小田郡嶋田村に到って定住した が含まれていたと考えられる。『続紀』神護景雲三(七六九)年十一月己丑条に、陸奥国牡鹿郡の俘囚外少初位上大 が、「俘囚」のなかには、本貫の地を捨てて個別に帰降してきた蝦夷とともに、城栅が設置された地域の本来の住民 をうしなって個別に律令国家の支配下に置かれたのが「俘囚」であるという。大筋においてはその通りと思われる れかの身分に区分して把握され、その場合現地で地縁的結合を保ったまま服属したのが「蝦夷」であり、地縁関係 古垣氏によれば、朝貢関係など、何らかの形で律令国家に服属した蝦夷は、本来「蝦夷」ないし「俘囚」のいず 国家にとって得策であることは明らかであるし、「俘囚」には身分的な差別がともなっていたので、彼らの方でも公 世代を経ていることは認めてよいと思われる。とすれば、彼らの数代前の先祖こそが、この地域にはじめて城栅を れまで黒川以北十郡の本来の住民を律令国家は「俘囚」として身分的に把握していたのを、このときにその方針を 後には律令国家側の政策的意図の存在が感じられる。すなわち大伴部押人の申請がひとつのきっかけとなって、そ 設置した時点での在地の住民であったとみて誤りないであろう。しかも宝亀元年には四千人ちかくの俘囚がいっせ わたってこの地域に居住し、かなりの程度同化が進んでいたと考えられる彼らを公民身分に編入するほうが、律令 転換していっせいに公民身分に編入することにしたのではないかと推察されるのである。すでに少なくとも数代に いにその身分を脱していることからすると、形のうえでは俘囚からの申請ということになっているものの、その背

すものである。しかもこれらの夷俘に種子を支給して農耕に従事させ、王民として支配下に置いたのは、かれらを 夷政策の積極化が顕著になるにともない、さらに多くの夷俘がこの地域に来住するようになるのである。このこと 定住をうながすとともに、そのかわりに辺軍に充当するという政策をとっていたが、天平宝字初年にいたって、蝦 降の夷俘が、近夷郡一帯あたりに来住してきていたことがうかがわれ、政府は彼らを農耕に従事させて近夷郡への は近夷郡が移民系の人びとの受け皿であったと同時に、これら多数の新来の夷俘の受け皿ともなっていたことを示 してきた蝦夷がいた。『続紀』天平宝字二年六月辛亥条〔注(4)所引〕によれば、すでに天平期ごろから新来の帰 これらの近夷郡本来の住民のほかに、「俘囚」には、古垣氏も指摘しているように、本貫の地を捨てて個別に帰降 民身分への編入を望んだのであろう。

辺軍に充当するためであったというのであるから、彼らに種々の優遇措置を講じて近夷郡への定住化をはか ったの

一義的には彼らを蝦夷支配遂行のための人的資源の一環に組み込もうとしたからにほかならない。

国家が彼らを辺軍の供給源とみなしていたことによると解される。 と考えられるのである。比較的同化の進んでいた前者は八世紀後半にいっせいに調庸民化され、後者については種々 の優遇措置を講じて農耕に従事させつつこの地への定住化をはかるという政策がとられたが、これは主として律令 に帰降してきた新来の夷俘との二つの系統があって、両者とも個別に把握されて律令国家の支配下におかれていた このように見てくると、近夷郡における「俘囚」には、少なくともその地域本来の住民と、主として天平期以降

賊地に逃げ帰っていることといい、一、二の同族を率いて城栅を攻撃するといっていることといい、彼らは集団性 喚」之、不"肯来帰,、言曰、率"一二同族,、必侵"城栅,。於」是、差"正四位上近衛中将兼相模守勲二等道嶋宿袮嶋足 らが城栅を攻めると公言していることからすれば、彼らはおそらく俘軍として城栅に配備されていて、そこで城栅 を保ったまま律令国家に帰服し、本拠地をすてて近夷郡に移住してきていたとみて誤りあるまい。しかも宇屈波宇 てしまったというのは、宇屈波宇らと陸奥国側との間に何らかのトラブルがあったためであろうが、徒族を率いて 等」、検≒問虚実」」という記事があり、このとき蝦夷の族長とみられる宇漢米公宇屈波宇らが徒族を率いて賊地に帰っ る。すなわち『続紀』宝亀元(七七〇)年八月己亥条には「蝦夷宇漢米公宇屈波宇等、忽率"徒族, 、逃"還賊地, 。差」使 また近夷郡の蝦夷系の住民には、本来の住地での集団性を保ったまま近夷郡に移住する人びともいたと考えられ

に派遣されてきていた国郡司らと衝突することになったのであろう。彼らは以前から本拠地において、族長に率い

とになる。とすれば、「俘囚」身分か「蝦夷」身分かの指標は、地縁性の有無というより、蝦夷が本来もっていた集 夷との対立の激化にともなって、族長に率いられて集団のまま服属して近夷郡に移住してくる「蝦夷」もあったこ 二次的に本拠地を捨てて近夷郡に移住してきたものと思われる。このように推定して大過ないとすると、近夷郡に ては辺軍に充当し、最終的には調庸民とすることをねらったものと考えられる。それに対して、集団のまま帰服し きた「俘囚」には田地と種子が班給されたが、これは彼らを土地に緊縛して支配しやすくしておいて、 で、いったん服属してからも、状況しだいでは容易に離反することがあった。さきにみたように、個別に帰降して ように、一般的にいって、個別に律令国家に把握された「俘囚」にくらべて、はるかに律令国家との関係は不安定 とする律令国家の蝦夷支配の軍事力の一翼をになうものとして位置づけられていたということができる。 に異なるが、近夷郡・蝦夷郡のいずれの場合においても、集団のまま帰降した蝦夷は、端的にいって、城栅を拠点 がそのまま郡領となる蝦夷郡で、後述のごとく栅戸ないし栅戸系の人物が郡領に選任された黒川以北十郡とは明確 に依拠して配下の蝦夷を俘軍に編成するという場合もあった。この上治郡や田夷郡としての遠田郡は、蝦夷の族長 国家の支配領域に隣接する蝦夷集団をその居住地ごと領域内に取り込んで、集団の族長を郡領に任じ、その支配力 団性の有無によるとみるべきであろう。また上治郡の大領の伊治公呰麻呂が独自に俘軍を率いていたように、律令 移住してきた帰降の夷俘のなかには、個別に国家に把握される「俘囚」だけでなく、とくに八世紀後半以降には、蝦 られながら集団のまま服属して、「蝦夷」身分として律令国家に把握されていたのであろうが、なんらかの事情から ところがこの集団のまま服属した「蝦夷」は、上記の宇漢米公宇屈波宇や伊治公呰麻呂の例に典型的にみられる さしあたっ

がいにはいえないが、九世紀、とくに半ばごろからは「俘囚」と「蝦夷」の区分がしだいにあいまいになるような その定住化がはかられていることに比して、この場合は「若不"優賞,、恐失"天威.」と、その離反が心配されてい 用不、足。伏請、佃「卅町「以充「雑用」。許、之」〔巻一九〇 風俗部 俘囚〕とあり、当時帰降夷俘が多数城栅に朝参 わせたのである。俘囚にも禄が支給されている例があるし、上記の承和四年四月条には「俘囚」とあるので、いち そのような夷俘を夷俘料などでつなぎとめておき、蝦夷との戦闘の際には彼らを俘軍に編入して敵対する蝦夷と戦 らと律令国家の関係は、状況次第で容易に変わりうるきわめて不安定な性格のものと考えられていた。律令国家は していた夷俘の多くは「控弦」、すなわち兵士と認識されており、しかも「反覆不」定」といわれているように、彼 条に「栗原・桃生以北俘囚、控」弦巨多。似」従ハ'皇化」、反覆不」定」 とあり、あるいは同書承和六年四月丁丑条にも やはり城下に多数の夷俘がいて、出軍後の彼らの動静が懸念されているし、『続後紀』承和四(八三七)年四月癸丑 また『後紀』弘仁二(八一一)年五月癸卯条には「塞下之俘、其数稍多。出」軍之後、慮生"野心,……」とあって、 なぎとめておくことが、蝦夷支配を遂行していくうえで重要と考えられており、夷俘料はそのための手段であった。 るように、政府との支配=隷属関係は比較的緩やかで、そのような去就の定まらない彼らをとりあえず政府側につ してきていて、政府は彼らに夷俘料として食料を支給していたことが知られる。「俘囚」が個別に政府に把握されて、 降夷俘、各集"城塞;、朝参相続、出入寔繁。夫馴¸荒之道、在"威与;¸徳。若不"優赏;、恐失"天威;。今夷俘食料、充 てきた「蝦夷」には異なった政策がとられたようで、『類史』延暦十九(八〇〇)年五月戊午条には「陸奥国言、 「胆沢・多賀両城之間、異類延蔓、控弦数千。如有"警急;、難」可"支禦;」と述べられているように、近夷郡に居住 帰

定な政治関係の所産で、彼らを律令国家側につなぎとめておくのに不可欠の方式であったといえよう。 定な「蝦夷」により一般的であったように思われる。要するに、夷俘料とは律令国家と服属した「蝦夷」との不安 ので、八世紀代にかぎっていうと、夷俘料が支給されているのは集団のまま服属し、律令国家との政治関係が不安

支配を遂行していくために不可欠の兵力(=当国兵と俘軍)と糧食の供給源と位置づけられていたからにほかなら ずれにおいても律令国家は種々の優遇措置(給復、田地・種子の班給、夷俘料・禄の支給など)を講じて、これら ることは、もはや疑いないといってよいであろう。 ことが要請されたのである。第一節で取り上げた大野東人らの城栅観がこのような城栅の実態にねざしたものであ であることを基本としていたと考えられるのであって、そのためにつねに一定数の住民をその管轄下に置いておく ない。すなわち城栅は、令制下においてもこれら人びとを付属した、蝦夷支配をある程度自律的に遂行しうる組織 の人びとをできるだけ多くこの地域に定着させようとはかった。それはこれらの人びとが、城栅を拠点とした蝦夷 以上にみてきたように、近夷郡=城栅設置地域の住民としては、大きくいって移民系と蝦夷系とがあったが、い

が近夷郡が戦乱にまきこまれると、この地域の住民は難を逃れ、かつまた城栅を防衛するために城栅にたてこもっ 考えても、その住民は平時は近夷郡内の諸郷にひろく散居して農耕生活を営んでいたことはまちがいない。ところ たことが知られる。たとえば『続紀』宝亀六(七七五)年三月丙辰条には「陸奥蝦賊騒動、自、夏渉、秋。民皆保、塞、 に居住していたということを意味するものではない。近夷郡の郷名の多くが東国の国郡名と一致することなどから 城栅が一定数の住民を付属させた組織であるということは、一部で考えられているようにそれら人びとが城栅内

ものと思われる。 伴真綱が多賀城に帰還したときに、城下の百姓はあらそって城中に入り、城を守ろうとしたが、介の真綱と掾の石 ており、戦時には近夷郡の住民は城栅にたてこもって難を逃れ、正規軍とともに城栅の防守にあたったことを示す まったという〔『続紀』同年三月丁亥条〕。これらの事例は、城栅と近夷郡の住民との一体的な関係を如実に物語っ 川浄足がひそかに後門から逃走したので、指揮官をりしがった百姓らは総崩れとなってちりぢりに逃げだしてし 田哷荒廃。 詔復″当年課役田租1」とあるし、また宝亀十一(七八○)年の伊治公呰麻呂の乱のときにも、

俘軍として政府軍に加わっていたため未服の蝦夷とは敵対関係にあったとみられ、庇護者をうしなうことは即死活 二年六月辛亥条に「帰降夷俘……或去π離本土」、帰π慕皇化」、或身渉∥戦場」、与、賊結、怨」とあるように、彼らは がきわめて切実な問題であったことである。狄俘らはその「官威」を頼みとしていたが、それは『続紀』天平宝字 城栅とその管轄下の民との関係について注目すべき記述がいくつかみられる。まず城下の住民にとって城栅の遷移 言、秋田難、保、河辺易、治者。当時之譲、依、治。河辺。。然今穳以。歳月。、尚未。移徙。。以、此言、之、百姓重、遷明 多小軍士,、為4之鎮守4。勿5令5衂,彼帰服之情,。仍即差,使若国司一人,、以為,專当,。……但以、宝亀之初、国司 政府は「夫秋田城者、前代将相僉議所」建也。禦」敵保」民、久経∥歳序」。一旦挙而棄」之、甚非∥善計」也。宜。且遣∥ 拠ッ恐官威。、久居。城下。。今此秋田城、遂永所、棄敷、為、番依、旧還保乎」と、その真偽を問いただしたのに対して、 宝亀十一年八月、秋田城を停廃するといううわさから城下の狄・俘囚らの間に動揺がひろがった。彼らは「己等 宜。存゚゚此情゚、歴サ間狄俘并百姓等゚、具言。彼此利害。』と指示した〔『続紀』同年八月乙卯条〕。この記事には、

そこなわないように指示しているが、これなどは帰服の狄俘の存在が城栅の維持に不可欠なことを如実に物語って とが不可欠であったことである。政府は、長年敵の攻撃を防いで多くの配下の住民を擁してきた秋田城を停廃する はきわめて重要であったことが知られるが、それは秋田城が久しく「敵を禦ぎ民を保」ってきたと語られているより 問題であった。また百姓が秋田城の停廃を嫌っていたと記されているように、移民系の住民にとっても城栅の存廃 その配下の住民の承認ないし追従が不可欠の条件とされていたとみられるのである。 ら河辺府への遷移がいまだに実現されないのは百姓がそれを嫌っているためだとしていることで、城栅の遷移には おり、彼らが離反しないように細心の注意をはらっているのである。さらに注目すべきは、政府みずから秋田城か のは得策でないという判断から、専当官と軍士を城に派遣して鎮守するよう命じるとともに狄俘らの帰服の心情を て難を逃れたのである。第二に注目されるのは、政府にとっても城栅の遷移には配下の住民の赞同・協力を得るこ に、平時には未服の蝦夷の脅威から彼らを守ってくれるものであり、また既述のように戦時には城栅にたてこもっ

ければならなかったのであり、移配された浮浪人が大量に逃亡したことに端的に現われているように、 脅威にさらされていたため、城栅による庇護を必要としていた。彼らは一般の令制郡の住民にくらべてはるかに苛 酷な状況のもとで城栅の支配下におかれ、優遇措置があったとはいえ、兵役や労役を負担し、正税出挙にも応じな 優遇措置を講じて彼らを近夷郡につなぎとめておこうとした所以である。一方、近夷郡の住民はたえず未服の蝦夷 れゆえに律令国家の蝦夷支配は彼らの動向に制約されざるをえないという側面をもっていた。城下の住民に種々の 城栅とその

このように、城栅には蝦夷支配のための人的・物的基盤として多数の移民系・蝦夷系住民が付属していたが、そ

関係を十分に認識することが、城栅支配の特質を究明するうえで重要なことと思われる。 夷系の住民相互の間にさまざまな確執があったことも看過できないが、それとともに城栅と城下の住民の一体的な 支配下の住民の間に、 | 支配=被支配の関係に由来する対立・矛盾が存在したことはむろんであり、また移民系と蝦

備えとして付属させておかなければならなかった理由でもあったろう。要するに、城栅が蝦夷支配のための自律的 が、陸奥・出羽で存続しつづけた理由であり、城栅がその周囲に多数の公民を軍団兵の供給源あるいは非常時への 家が支給する専業兵士制は、国家ないしそれを負担する人びとにとってたいへんな重荷であって、蝦夷支配のため らなかった最大の理由であろう。また鎮兵制度が破綻していく過程に明瞭に現われているように、兵士の食糧を国 棚の管轄下の近夷郡にできるだけ多くの民を集住させ、彼らの住む近夷郡を城栅支配の重要な基盤としなければな ように、戦時には近夷郡の住民は城栅にたてこもって、正規軍とともに城栅の防守にあたったのである。これが城 地に入って城郭を築くのは、そこに民を居住させて耕種し、運粮の労力を省くためだといっているし、また前記 現地に近いところで調達できるようにしておかないと、平時はともかくとして、非常時には事態に十分に対処でき 存在したのはなぜであろうか。まず当時の兵員や軍粮の輸送手段の発展程度からいって、兵員や軍粮はできるだけ にない平時には農耕に従事し、兵役にあるときも一回十日程度の城栅への上番を年間数回行なえばよい軍団兵士制 の兵力を専業兵士のみにすることは、当時の生産力の水準からいって不可能であったにちがいない。これが、 なかったとみられることがあげられよう。第一節で取り上げた天平九年の陸奥出羽連絡路の記事で、大野東人は、賊 古代の城栅が、このように一貫して、蝦夷支配のための人的・物的資源を一定程度付属した自律的な組織として

な組織として存在したのは、当時の農業生産力の水準や兵員・物資の輸送形態に制約された結果と考えられるので

ちる。

注(1) 板橋源「栅戸考」(『岩手大学学芸学部研究年報』二 一九五一)、髙橋富雄「東北古代史上の栅戸と鎮兵」(『日本歴史』九○

九五五)など。

- 2 **栅の秋田村高清水岡への避置と一連の政策とみられることをも考え合わせれば、蝦夷政策の積極化はむしろ天平期にはじまると** を意味する一連の基盤拡大策〔吉田孝【律令国家と古代の社会』(岩波書店 一九八三)序・畑章〕の一環としてとらえることが 換は、すでに指摘されている天平年間における行基に対する政策や土地政策・浮浪人対策の転換などの、律令国家の体制的な転換 みるべきであって、仲麻呂政権はそれを継承してさらに推進したという評価にとどめるべきであろう。とすればこの蝦夷政策の転 初から男勝村を征して城柵を設置することが意図されているし、またこの雄勝地方への城柵の造営が、天平五(七三三)年の出羽 **員会・宮城県多賀城跡調査研究所 一九八二)。しかし第一節で取り上げた天平九年の多賀城―出羽棚間の直路開設計画では、当** 化の画期として仲麻呂政権下の天平宝字年間を重視している〔同氏「律令制下の多賀城」(「多賀城跡政庁跡本文編」宮城県教育委 虎尾俊哉 [律令国家と蝦夷] 〈若い世代と語る日本の歴史一〇〉(評論社 一九七五) 一四六頁。なお平川南氏も、蝦夷政策積極
- (3) 拙稿、前掲「黒川以北十郡の成立」。

できると思われる。

(4) たとえば『続紀』天平宝字二年六月辛亥条には、「陸奥国言、去年八月以来、帰降夷俘、男女惣一千六百九十余人。或去ŋ離本土; 、 かったことを示すものであろう。 帰降してくる夷俘が少なからずいたことがうかがわれるが、これは当時においても蝦夷と境を接する地域が必ずしも平穏ではな 母≒給種子」、今」得」佃」田、永為∥王民」、以宛∥辺軍」。許」之」とあって、すでに天平年間に本貫の地を捨てて律令国家の領域内に 帰¬慕皇化」、或身渉」戦場」、与」賊結」怨。惣是新来、良未∥安堵」。亦夷性狼心、猶豫多」疑。望請、准∥天平十年閏七月十四日勅」、

近夷郡と城栅支配

- 戸ということばの使用が犯罪人に局限されていくことにともない、その管轄機関としての城栅への「栅」という字の使用も忌避さ が見られるが、これはまさしく如上の栅戸の変質時期にあたっており、両者は密接に関連する現象のように思われる。すなわち栅 れるようになり、しだいに「城」に統一されていったのではないかと推測されるのである。 なおすでに指摘されているように、天平宝字年間を境にして、城棚の呼称が「──棚」から「──城」へと変化するという傾向
- 6 拙稿、前掲「黒川以北十郡の成立」。
- (7) 最近では、平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』所収 吉川弘文館 一九八七)が従来
- の研究を批判的に総括し、独自の見解をうちだしており、またその後の研究として古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」 (『川内古代史論集] 一九八八)がある。
- (8) 甲斐国浅間神社の宮司である古屋家所蔵の「古屋家家譜」は、奈良時代末にはその原形が成立したと考えられる系図であるが、溝 乎多氐命のごとくヤマトタケルの東征にしたがって小田郡に来住した人物と考えられていた可能性がある。 わせる。同系図には大伴部直なる人物は見えないが、彼が小田郡嶋田村に来て居住したという伝承を有することからすれば、彼も 田邑」、鎮||東夷」焉」 とあって、奈良時代にヤマトタケルの東征軍が小田郡の嶋田村に進駐したとする伝承があったことをうかが 口睦子『古代氏族の系譜』 吉川弘文館(一九八七)、その大伴乎多氐命の譜文には「従"日本武尊東征之軍;、駐"陸奥国小田郡島
- 十二月己卯朔条〕、彼らに対する差別意識が官人層ばかりでなく、一般公民層にも広汎に存在していたことが知られる。この最後 の姓名を呼ばずにただ「夷俘」と呼び、夷俘たちがこれを恥辱としているというので、禁止している例もあり〔「後紀〕弘仁五年 らと田夷の姓を嫌って遠田臣と改姓された例などが著名であるが〔同鸖延暦九年五月庚午条〕、ほかにも官司や百姓が帰降の夷俘 で凌辱を受けていたという例や〔『統紀』宝亀十一年三月丁亥条〕、遠田郡大領遠田公押人らが、永く子孫に恥を残すことになるか の事例などからみて、近夷郡に居住していた「俘囚」が同地域の移民系の住民から差別を受けていたことは確実であろう。 東俘・田夷が社会的に差別されていたことを示す史料としては、伊治公呰麻呂が牡鹿郡大領道嶋大楯に、いつも夷俘ということ
- 言、管諸郡中山北、雄勝・平鹿・山本三郡、遠去"国府"、近接"賊地"。昔時叛夷之種、与"民雜居、動乗"間隙"、成"腹心病"。頃 蝦夷系住民が差別を受けていたことは前注で述べたが、『三代実録』元慶四(八八○)年二月二十五日己酉条には「先」是出羽国

- 二百九石七斗給"三郡狄俘八百三人,」とあって、移民系と蝦夷系の住民が雑居していた近夷郡では、相互に対立感情があったこと 年、頻避,不登;、憂在,荒飢;。若不,優恤;、民夷難,和。望請、復,調庸二年;、몱,休,弊民;。至,是、勅復;一年;。又不動殼六千
- (1) 文献にはしばしば「城下」という語が見受けられるが、これはたとえば、さきにもふれたように伊治公呰麻呂が反乱を起こした ると同時に、城栅とその配下の住民の一体性を示すものでもあるように思われる。 の真偽を出羽国に問いただしているように〔『続紀』同年八月乙卯条〕、この「城下」という語は城栅の管轄のおよぶ範囲を意味す に秋田城の停廃問題が起こったときに、官威を頼みに久年「城下」に居住してきた狄志良須・俘囚宇奈古らがそれを心配して、そ ときに、多賀城では「城下」の百姓が競って城中に入り、城を守ろうとしたというし〔「続紀」 宝亀十一年三月丁亥条〕、また同年

ロ 近夷郡の構造と機能

宝亀元(七七〇)年四月癸巳朔条に「黒川・賀美等一十郡」とあり、同書延暦八(七八九)年八月己亥条に「其牡 年」」とみえているように、一体的に把握されているのである。本節では近夷郡の構造と機能を検討しながら、近夷 鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川等一十箇郡、与、賊接、居、不」可;同等; 。故特延;復 とんど例を見ないものといってよいであろう。しかもこれらの郡は、個々ばらばらに存在したのではなく、『続紀』 郷という小規模な郡からなっており、これは薩摩国の隼人十一郡が平均二・四郷であることを別にすれば他にはほ 名抄』によれば、別表に掲げたごとく、黒川以北十郡は、延暦十八年に併合した分も含めて二~五郷、平均三・一 てあげられるのは、黒川以北十郡に顕著な形で見られるように、きわめて徴小な郡に細分されていることである。『和 *はじめに*で述べたように、近夷郡は通常の令制郡には見られない特徴をいくつかもっているが、その第一とし

主な近夷郡の『和名抄』所献郷数一覧(余戸郷・駅家郷を含む)

	郡名			郷	数	備考
	黒	川	郡	3		
黒	賀	美	郡	3		
Л	色	麻	郡	4		延暦 18 年富田郡を併合
以	玉	造	郡	4		
	志	太	郡	3		慶雲4年初見(信太郎)
北	長	岡	郡	2		
+	新	田	郡	4		延暦 18 年讃馬郡を併合
郡	小	田	郡	5		延暦 18 年登米郡を併合
	牡	鹿	郡	3		
他	桃	生	郡	4		宝亀2年初見
の	栗	原	郡	4		神護景雲 3 年建置か
陸	磐	井	郡	7	(6カ)	『延喜式』初見
奥	江	刺	郡	4		承和8年初見
国	胆	沢	郡	7		延暦 23 年初見
出	雄	勝	郡	4		天平宝字3年建置
羽	平	鹿	郡	3		"
国	Щ	本	郡	5		貞観 12 年初見

注: 黒川以北十郡が神亀元年ごろにいっせいに成立したと考えられることは、別稿で述べた。栗原郡の建置記事は「続紀」神護景雲元年 11 月乙巳条にあるが、同 3 年 6 月乙巳条の錯簡と考えられている。雄勝郡は天平 5 年 12 月条にも「於雄勝村建郡」と見えるが、これは恐らく蝦夷郡の建置であって、それが雄勝城築城後に近夷郡として再置されたのであろう。

郡がこのような特異なあり方を示したのはなぜかということを、とくに城栅の蝦夷支配のあり方と関連づけながら 考えてみたい。

郡司が任用されることになっていたと考えられる。さらに近夷郡では郷長(里長)や軍毅も、同様に移民系の住民 亥条に靱件連黒成が大領として見え、色麻郡では『続後紀』承和十五(八四八)年五月辛未条で少領陸奥臣千継ら 任用方式がとられていたことが知られるから、近夷郡すなわち黒川以北十郡においては、すべて移民系の住民から 十郡をさすと考えられる―は神郡などとともに、先例にならって郡司における同姓の連任が許されていて、同一の 五年三月二十九日官符所引の天平七(七三五)年五月二十一日格によれば、「陸奥之近夷郡」―この時点で黒川以北 てみえる。これら四郡の郡領は、その姓からみてすべて移民系の人物であることが確実視されるが、『三代格』弘仁 が大領とあり、牡鹿郡では同書宝亀十一(七八〇)年三月丁亥条の伊治公呰麻呂の乱の記事に道嶋大楯が大領とし 八烟が阿倍陸奥臣の姓を賜与されている。また小田郡では『続紀』延暦四(七八五)年二月壬申条に丸子部勝麻呂 であったと考えられる。実例をあげると、黒川郡では『続後紀』承和八(八四一)年三月癸酉条と同十年十一月己 近夷郡には、前節でみたように蝦夷系の住民も多数いたが、その郡司は移民系の住民から任用されることが原則

六五

周知のように郡郷制の支配機構は、在地の譜第家から選任された郡領を中心として一般民戸を人格的に支配すると

れるのであるが、このような人的構成によって同地域に居住する多数の蝦夷系住民をも支配しえたかは疑問である。

このように近夷郡においては郡郷制・軍団制の支配機構はすべて移民系の住民によって構成されていたと推定さ

から選任されたと推定できる史料がある。

る。 囚〕という記事からみて、近夷郡の蝦夷系住民は、律令国家の領域外の服属した蝦夷とともに城栅の管轄下にあっ 暦十九(八○○)年五月戊午条の「陸奥国言、帰降夷俘、各集"城塞, 、朝参相続、出入寔繁」 〔巻一九○ うな支配機構によって人格的に隷属させ、安定的に支配しえたとはとうてい考えられない。むしろ『類聚国史』延 地域に見られない特殊な事情があるとはいえ、十分に同化していない、性格を著しく異にする蝦夷系住民をそのよ ころに顕著な特徴があるもので、近夷郡では一般民戸が東国各地からの移民を主体として構成されているという、他 たとみられ、城栅に派遣されてきた国司のもとで饗給を受けるなどして、その支配に服していたと思われるのであ 風俗部

ために、期間を限定して給復などの優遇措置が講じられたが、基本的には一般の公民と同じで、口分田を班給され ない。別稿でも述べたように、移民系住民は身分的には百姓であり、その支配方式も、近夷郡への移住を促進する 態・性格があまりにも異なっており、単一の機構で一元的な支配をおこなうことが不可能であったからにほかなら 存していたと考えられるのであるが、これは移民系住民と蝦夷系住民とでは、同じ地域に居住しながらその存在形 に動員されることも少なくなかったであろう。またつねに未服の蝦夷の脅威にさらされていたことも大きな負担に れ、状況しだいでは兵役にないときでも城栅の防守にしたがわなければならなかったし、臨時に城栅の造営や修理 でも同様である。とはいっても、蝦夷と境を接しているという特殊事情から、兵役は他地域よりも重かったと思わ るかわりに租調庸などの租税を負担しなければならなかったし、正税出挙を受け、兵役にしたがう義務があった点 要するに、近夷郡では城栅―郡―郷(里)―移民系住民と、城栅―蝦夷系住民という二つの系列の支配機構が併

が、何よりも雄弁に物語っているといえよう。一方、近夷郡の蝦夷系住民は、近夷郡への定着をはかるため種子や 民に対して、それぞれ異なった支配方式が取られていたと考えられるのである。 律令的な負担があった。このように近夷郡では、その二つの支配系列に対応する形で、移民系の住民と蝦夷系の住 禄が支給されたが、律令的な租税は賦課されず、かわりに俘軍や城栅の造営・修理にともなう臨時の労役などの非 なったに違いない。近夷郡の移民系住民の負担が、種々の優遇措置にもかかわらず実質的には一般の公民より過重 にあって破綻し、優遇措置をいっそう拡大して移住希望者を募るという方式に変更せざるをえなかったという事実 苛酷な状況に置かれていたことは、八世紀後半に至ってそれまでの国家主導型の栅戸政策が東国の民衆の抵抗

遠田郡が見えず、給復の対象となっていない。このことは遠田郡が隣接した黒川以北十郡と異なった支配方式・負 用したように、延暦八(八七九)年八月に黒川以北十郡の復年が延期されているが、ここには当時存在したはずの 「夷俘之種」の伊治公呰麻呂が大領であった〔宝亀十一年三月丁亥条〕。すなわちこれらの郡は、服属した蝦夷集団 子孫之恥,」と見えていて、代々「田夷」の遠田君(公)一族が郡領を世襲していたことが窺われるし、上治郡でも り、延暦九 (七九○)年五月庚午条に「遠田郡領外正八位上勲八等遠田公押人欵云、……猶未」免。田夷之姓。、永貽。 が確認できる。遠田郡では『続紀』天平九(七三七)年四月戊午条に「田夷遠田郡領外従七位上遠田君雄人」とあ を単位として編成された郡と考えられ、郡領には集団の族長がそのまま任用されたものと推定される。さきにも引 担体系をとっていた、言い換えれば、遠田郡では律令的な調庸の収取がおこなわれていなかったことを示すものと なお遠田郡や上治郡は、いずれも近夷郡に隣接した郡であるが、近夷郡とちがって蝦夷が郡領となっていること

の住民の大部分が蝦夷系から構成されていて、調庸制を実施することができなかったためであろうと思われる。こ 解される。これは恐らく、 のように近夷郡に隣接した蝦夷郡では、郡領が蝦夷系であるばかりでなく、その支配方式も通常の令制郡と異なっ 遠田郡や上治郡は服属した蝦夷集団を主体として編成された郡であったところから、

て調庸制は実施されておらず、賦課としては、伊治公呰麻呂の例などからみて、俘軍などの、蝦夷支配に関わる軍

とであるが、『続紀』延暦四(七八五)年四月辛未条のつぎの記事は、近夷郡の機能を考えるうえで示唆に富んでい つぎに城栅の蝦夷支配との関連において、近夷郡が郡固有の機能としてどのようなものをもっていたかというこ 事的な負担が主なものであったと推測されるのである。

る。

統領之人, 。百姓顧望、無、所、係、心。望請、建為"真郡, 、備π置官員, 。然則民知"統摂之帰, 、賊絶"窺窬之望, 。 百姓,、足"人兵於国府,、設"防禦於東西,。誠是備"預不虡,、推"鋒万里,者也。但以、徒有"開設之名,、未、任" 名取以南一十四郡、僻在"山海;、去」塞懸遠。属」有"徵発;、不」会"機急;。由」是権置"多賀•階上二郡;、募π集

階上の二郡をかりに置いて(いわゆる権郡)、百姓を募集して国府に人兵を充足させるとともに、国府の東西の防禦 として万が一にそなえるようにしたが、開設の名ばかりで人びとを統率する郡司が任命されず、百姓も依拠すると ようであるが、それでは国府から遠く隔たっていて機急の場合に間に合わないので、さきごろ多賀城の東西に多賀・ この記事によれば、これ以前から名取以南の十四郡が国府=多賀城への兵士(当国兵)の供給地に指定されていた

賀・階上二郡は、上文の内容より多賀城の東西に隣接して置かれたと解されるから、本来の意味での近夷郡とはい 的・物的資源の供給地であったことを、兵力について法制化し、陸奥一国規模に拡大したものと解しうるが、多賀 ころがなかったので、ここに至って二郡を真郡とし、郡司を任命することにしたというのである。ここに見える多 隣国の百姓の戸を城郭(桃生城)の管轄地域へ移住させることが、鎮兵に匹敵する兵力となりうると考えられてい 九)年正月己亥条には「募"比国三丁已上戸二百烟!安"置城郭!、永為"辺戍!。其安堵以後、稍省"鎮兵!」とあって、 姓を多賀城の周辺に集住させること自体が国府に人兵を充足させ、機急の際の備えになると考えられていたと解さ ある。これは両郡の百姓の中から兵士を徴発して国府に配備し、国府の兵力を強化するということも当然意味した 上二郡を置いて百姓をこの地に移住させ、国府に人兵を充足させるとともに、国府の東西の防禦としたというので 城の場合はその供給地が遠隔に存在したため、機急の場合に間に合わないという不都合があった。そこで多賀・階 類型に含めて考えることができると思われる。ここで郡の機能として注目されるのは、まず特定の郡が特定の城栅 いがたいが、 るし、また宝亀七(七七六)年十二月丁酉条に「募"陸奥国諸郡百姓戍"奥郡,者"、便即占著、給"復三年;」とあるの れる。同様の通念は、近夷郡への民の集住についてもしばしば見受けられる。すなわち『続紀』神護景雲三(七六 であろうが、該記事には「権置"多賀•階上二郡;、募π集百姓;、足"人兵於国府;、設"防禦於東西;」とあるので、百 、の当国兵の供給地とされていることである。これはいわば、城栅設置地域の郡が城栅の蝦夷支配遂行のための人 陸奥国内の諸郡の百姓から奥郡(=近夷郡)を防守するものを募集して、復三年という優遇措置を講じて、奥 城柵の設置された地域に移民を主体にして建置されたということからいえば、ひろい意味で近夷郡の

は、他地域から移住してきた人びとを「統領之人」たる郡司が支配・統率してその郡域に定着させ、城棚の蝦夷支 姓の移住と郡の建置とが結び付けて語られていることである。したがって近夷郡の重要な機能として考えられるの 防守にあたるという慣行があったので、城栅周辺に人びとを集住させることが現実に城栅の軍事的基盤の強化ない のような考えは、前節でみたように、万が一のときには近夷郡の住民は城栅にたてこもり、正規軍とともに城栅の とって人びとを集住させることが、やはり辺境の防備を固めることに直結すると考えられていたことが知られる。こ 緒嗣の奏状でも「此国地広人稀。辺寇惟防、不、務「懐集」、何備「非常」」と語られていて、税制上の優遇措置などを がもっぱら対蝦夷兵力として認識されている。さらに『三代格』大同五(八一〇)年二月二十三日官符所引の藤原 郡に定着させたというものであるが、ここでも「諸郡百姓戍"奥郡,者」とあるように、近夷郡へ移住してくる百姓 し機急への備えになったという事実をふまえたものであろう。そして注目されるのは、そのような意味をもった百 のための軍事的基盤を強化するということである。

土人・浪人を問わず編附させたとあり、一般公民とともに浮浪人も編附されたことが知られる。また『続紀』延暦 もないであろうが、『後紀』延暦二十三(八○四)年十一月癸巳条では、秋田城を停廃してかわりに秋田郡を置いて、 様に配下の住民(移民系)を籍帳に編附して把握する、籍帳支配を基礎としていたことはあらためて指摘するまで うしなってちりぢりになってしまったので、郡府を再建し散民を招集して口分田を班給したが、まだ十分に休養し 二(七八三)年六月丙午朔条では、さる宝亀十一(八七〇)年に雄勝・平鹿二郡の百姓が賊の掠奪をうけ、生業を 近夷郡の職務として具体的にどのようなものがあったかを検討してみると、まず近夷郡でも、通常の令制郡と同

役"当処居戸,」とあって、城栅は法制的には兵士と当処の民戸によって修理されることになっていた。実例をみる 隍崩頽者、役"兵士,修理。若兵士少者、聴、役"随近人夫,」とあり、また同68縁辺諸郡人居条にも「其城堡崩頹者、 られ、それが軍粮の主要な財源とされていたようである。城栅の造営・修理に関しては、軍防令33城隍条に「凡城宮」 民の招集をおこなっているばかりでなく、口分田の班給・租調庸の徴収、あるいは兵乱・飢饉時の給復・賑給など 郡が兵士(当国兵)の徴発をおこなっていたことが知られ、したがって近夷郡も兵士徴発の権限を有していたと考 郡院屋舎・城辺民家」。仍且以∥鎮兵」防守、且徴π発諸郡軍」」とあって、諸郡に緊急の軍の徴発を命じているので、 乱の勃発を伝える『三代実録』元慶二(八七八)年三月二十九日乙丑条には「夷俘叛乱、今月十五日焼π損秋田城并 軍毅が城下の住民・兵士を役して、場合によっては帰降の蝦夷・俘囚なども動員しておこなわれたようである。こ ものであろうか。他の例なども参考にすると、城栅の造営・修理は、実際には国府・鎮守府の主導のもとに、郡司・ 営に従事していたことが知られるが、これは郡司が栅戸などの一般公民を徴発・引率して参加していたことを示す と、『続紀』天平宝字三(七五九)年九月己丑条によれば、軍毅・鎮兵・馬子らとともに郡司が桃生城・雄勝城の造 をおこなう主体ともなっていたことがうかがわれ、興味深い。また近夷郡でも正税出挙がおこなわれていたと考え ておらず調庸を進上することができないとして、三年間の給復が認められている。ここでは「郡府」が逃散した住 廃を願い出ているので、当国の鎮兵の徴発も郡がおこなっていたと思われる。 のような労役に際しては、やはり近夷郡が城下の住民(移民系)の差発の主体となったのであろう。さらに元慶の なお、『三代格』弘仁六(八一五)年八月二十三日官符によれば、陸奥国所管の諸郡司が当国の鎮兵の停

配を前提としてはじめて、十分に実効をもちえたのである。 直結することであった。 さきにも触れたように、蝦夷と境を接する城栅設置地域に人びとを集住させることは、城栅の軍事的基盤の強化に 域に、種々の方策を施して住民を定着させ、それを編戸して永続的に支配するという、郡固有の機能を有していた。 再定着に実際にあたったのは、奥郡の郡司たちであったろう。このように近夷郡は、蝦夷と境を接する不安定な地 と、戦乱によってちりぢりになった百姓を呼び戻すため、三年間の給復が認められているが、ここでも散民の来集・ られるのである。『続紀』延暦元 (七八二)年五月甲午条にも「陸奥国頃年兵乱、奥郡百姓未"来集」。勅給"復三年」 に再定着させるのは、城栅に常駐していた国司らではなく、もっばら「統領之人」たる郡司の役割であったと考え はなく郡府とされていることに注目したい。散民を招集し、さらに班田・出挙・給復などを実施して住民を近夷郡 ば、郡府を再建して散民を招集したというが、ここで戦火に遭って逃亡した住民を呼び戻している主体が、城栅で 体は通常の令制郡と大差ないと思われるが、重要なのはこの近夷郡による移民系住民の支配が、城栅による蝦夷支 の出挙、給復・賑給、労役・兵役の徴発などをおこなっていたと考えられるのである。このような近夷郡の職務自 と不可分に結びつき、それを支えるという役割をになっていたということである。さきの延暦二年六月条によれ 要するに近夷郡は、 移民系住民を籍帳に編附して掌握することを基礎として、ロ分田の班給や租税の徴収、 城栅を拠点とする蝦夷支配は、いわばこのような近夷郡による城栅付属住民の安定的な支

地域から人びとを移住・定着させたというのであるが、この地域には以前から宮城郡が存在していたと考えられる。 さきの延暦四年四月辛未条によれば、国府多賀城の東西にかりに多賀・階上二郡を置いて、ここに他

それにもかかわらず、小規模な二郡をさらに置いたのはなぜであろうか。多賀・階上二郡の設置とその地への百姓 地域からの移住者を蝦夷と境を接する新天地に定着させ、安定的に支配・統率することは容易でなかったにちがい 人びとを支配・統率してその郡域に定着させ、蝦夷支配のための基盤を強化するという役割をになっていたが、他 の移住が不可分のこととして語られているので、二郡が移民の受け血として置かれたことは疑いないが、わざわざ いと判断されたためと考えざるを得ないであろう。既述のように、近夷郡は他所から城栅設置地域に移住してきた |郡が置かれたのは、既存の宮城郡による支配体制では多賀城周辺に新来の移民を定着させることが十分にできな

の移民系の郡司が、通常の令制郡の郡司のように伝統的権威に大きく依拠して郡内を支配することは不可能であっ の出身であろう。しかも近夷郡の住民は東国各地からの新来の移民の寄せ集めであったから、かかる新興階層出身 の有力者であったと想像される。ほかの黒川以北十郡の郡領も、その多くは同様に東国ないし陸奥国南部の富民層 年五月庚戌条に「移"相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野六国富民千戸; 、配"陸奥,焉」とあるような、東国富民 たことからみても、彼らが東国においてすでに郡領家であったとは考えがたい。おそらく『続紀』霊亀元 (七一五) 家である道嶋氏は、周知のようにもと丸子姓で、東国からの移民系の一族と推定されるが、本来無カバネ姓であっ を支配・統率するというのは、郡の支配形態としてきわめて変則的なものであった。黒川以北十郡の代表的な郡領 を基本とするものであったから、新たに郡を建置してそこに遠隔地から多数の移民を送りこみ、新任の郡司が彼ら 郡は本来、 在地の名望家たる譜第郡領家が、その伝統的権威にもとづいて、配下の民戸を人格的に支配すること

配"桃生栅戸, 。本是情抱"規避, 、萍漂蓬転、将,至"城下, 、復逃亡。……。官議奏曰、夫懷,土重,遷、俗人常情。今 が積極化する天平宝字年間以降は、たとえば『続紀』神護景雲三(七六九)年正月己亥条に「差"浮浪一千人,、以 え他地域からの移住者を新天地に定着させるには、当初より種々の方策を必要としたであろうし、とくに蝦夷政策 したがって令制郡と同規模の郡域を安定的に支配することはむずかしかったにちがいない。 そのら

地域は蝦夷と境を接し、つねに未服の蝦夷の脅威にさらされているという、特殊な状況下にあり、 規避する傾向がつよまり、彼らの近夷郡への定着にはいっそう多くの困難がともなったと考えられる。さらにこの 徙"無、罪之民。、配"辺城之戍。。則物情不、穏、逃亡無、已」と、具体的に述べられているように、近夷郡への移配を 蝦夷との抗争・

令制郡程度の規模では住民を安定的に支配することが困難であったため、郡の領域を細分化してより有効に支配を わめて流動的で不安定な地域であった。要するに黒川以北十郡が、一郡三郷前後のきわめて徴細な郡として建置さ 戦乱が起こるたびに、この一帯は田地が荒廃したり、住民が逃亡したりすることが繰り返される、在地の状況がき たこの一帯が蝦夷と境を接した不安定な地域であったことなどの、他地域にない特殊な要因がかさなって、通常の れたのは、以上にみたように、譜第郡領家が未成熟なうえ、住民が他地域からの移民の寄せ集めであったこと、

いまのところ明確に説明することはできないが、磐井・江刺・胆沢の三郡が鎮守府=胆沢城の管轄下の郡と考えら く、なかでも九世紀に入ってから成立する、現岩手県南部の諸郡がとくに多い。これがどういう理由によるのかは、 ところが、別表を見てもわかるように、黒川以北十郡以降に成立した近夷郡は一般に一郡あたりの郷数がやや多

おこなえるようにした結果であると考えられるのである。

検討は今後の課題としたい。 九世紀に入ると近夷郡と蝦夷郡の区別がしだいにあいまいになっていく傾向があるように思われる。これらの点の 考えられる。またこのなかの讃馬郡や登米郡は実体が不明で、蝦夷郡であった可能性もあり、他の史料などからも、 り〔『後紀』同年三月戊申条〕、このころ近夷郡に対する従来の政策が軌道修正されて、郡域の変更がおこなわれて 暦十八(七九九)年には、黒川以北十郡の色麻郡に富田郡が、新田郡に讃馬郡が、小田郡に登米郡が併合されてお 化され、郡司の重要性が相対的に低下した結果として、比較的規模の大きい郡が成立したのかもしれない。また延 れることに着目すると、あるいは鎮守府の胆沢城への移転にもとない、鎮守府官人が住民を直接支配する体制が強(ミ) いることが知られる。近夷郡における郡司の地位の相対的な低下傾向は、すでにこのころからはじまっているとも

な関係をたもちつつその庇護を受ける必要があったのであり、これが近夷郡の一体性を維持する一因ともなってい 夷の脅威にさらされていたため、近夷郡は単独では存在しえないという事情があって、住民側としても城栅と緊密 括して把握しておく必要が国家側にあったということとともに、近夷郡の一帯は蝦夷と境を接し、つねに未服の蝦 体的に把握されていたのは、いずれも城栅の軍事的基盤を形成していたという点で、城栅と緊密な関係にあり、 以上に述べたような理由から、近夷郡は一般的に微細な郡として存在したと考えられるのであるが、それらが

注(1) 神護景雲三(七六九)年三月辛巳条で黒川郡の人、外従六位下靱大伴部弟虫ら八人が靱大伴連の姓を賜与されているので、靱(大) たと考えられるのである。

伴連氏は八世紀から譜第郡領家であったとみられる。

- (2) 胆沢城跡出土の漆紙文書に「□帳牡鹿□氏縄」(承和十年二月二十六日付)、「玉造団擬大毅志太 ̄ ̄」(延暦二十一年六月二十 とみられる。また宮城県田尻町の木戸瓦窯跡出土の多賀城創建期の平瓦には「____|郡仲村郷他辺里長/二百長丈部呰人」という 紙文啓」 (『胆沢城―昭和五十八年度発掘調査概報―』 水沢市教育委員会 「九八四)]、いずれも氏姓から判断して移民系の人物 九日付)というのがあり、後者は玉造団の擬大毅で、前者も軍団の主帳と考えられるが〔平川南 「胆沢城跡第四十三次調査出土漆 へラ書きがあるが、やはり移民系とみられる人物が、郷里制下の里長と軍団の二百長(校尉)を兼務している。
- (3) 拙稿、前掲「黒川以北十郡の成立」。
- (4) 養老六(七二二)年に他境よりの移住者に徴税を一年間猶予することが定められたが〔「統紀」同年閏四月乙丑条〕、神護景雲三 (七六九)年ごろからは優遇措置をいっそう拡大して、移住者には三年間の法外の給復をおこなうことが一般的となる。
- (5) 近夷郡の「俘囚」が調庸を負担していなかったことは、『統紀』神護景雲三(七六九)年十一月己丑条や翌宝亀元年四月癸巳朔 桃生・雄勝・伊治城などの造営にも帰服した「俘囚」・「蝦夷」が動員されている〔天平宝字二年十二月丙午条・神護景雲元年十月 があり、近夷郡の「俘囚」・「蝦夷」は、一般に「俘軍」と呼ばれるような兵力を形成していたとみてよいと思われる。そのほか、 ても、宝亀元年に徒賊を率いて近夷郡の地域に来帰していた「蝦夷」字漢米公字屈波字が賊地に逃げ還った例〔同年八月己亥条〕 民の負担としては、第三節註 (4)所引天平宝字二年六月辛亥条によれば、辺軍に充当することが法制化されているし、実例とし 条で近夷郡の「俘囚」たちが、「俘囚」の名を除いて調庸の民になりたいと願い出ていることからも明らかである。また蝦夷系住
- (6) なお『後紀』弘仁三(八一二)年九月戊午条では、遠田郡と小田郡の「田夷」合わせて三九六人が、「田夷之姓」を脱して公民 となって、禄の支給を辞退して永く課役を負担したいと願い出て許され、特別に一身の間は課役を免除されているが、この史料に よっても遠田郡や近夷郡の「田夷」たちが調廝を賦課されず、逆に禄を支給されていたことが知られる。
- (7) 『後紀』延暦十六(七九七)年正月庚子条では、遠田郡の人、外大初位上丸子部八千代が大伴山田連を賜姓されている。この丸 子部八千代はその姓から考えて移民系の住民と考えられ、遠田郡にも移民系の住民が存在したことが知られるが、全体としては少

数とみてよいであろう。

- (8) なお『和名抄』によれば、宮城郡に科上・多賀郷があるが、この二郷はそれぞれ階上・多賀二郡の郡家の所在地であったところ に相違なく、二郡は時期は不明であるが、のちに宮城郡に再併合されたと考えられる。
- (9)【三代格】大同五(八一○)年五月十一日官符によれば、「苅田以北近郡稲支,「軍粮」 、信夫以南遠郡稲給,「公廨」 」とあって、軍粮 これらの史料からみて、近夷郡でも正税出挙がおこなわれていたことは確実であり、しかも軍粮のもっとも主要な財源になってい 月己丑条では、桃生・雄勝両城の造営に従事した郡司・軍毅・鎮兵・馬子ら八千百八十人の当年の「人身挙税」を免除している。 は、「稲」と表記され、かつ公廨と対比されているから、明らかに正税の出挙稲である。また『続紀』天平宝字三(七五九)年九 についても、いつのころからか城栅に供給する郡が指定されていたことが知られる。なおこの史料で軍粮の財源となっているの たのではないかと想像される。
- (10) 注(9) 参照。
- $\widehat{\mathbf{u}}$ 平川氏、前掲「古代における東北の城栅について」。
- 〔12〕『続紀』天平勝宝四(七五二)年二月丙寅条に「陸奥国調府者、多賀以北諸郡令」輪"黄金.」とあるので、多賀郡が権置されたの はこれ以前ということになる。
- (13)『続紀』神護景雲三(七六九)年三月辛巳条に、著名な大国造道嶋嶋足が申請した大量賜姓の記事があるが、ここに見える多く 測されるが、そのなかには賀美・牡鹿・黒川・新田・玉造等の近夷郡の人も含まれている。彼らの多くは、賜姓のあり方や氏姓か らみて、陸奥国南部ないし東国の富民層出身の人びとと思われる。 の人は部姓でかつ外位を有しているので、陸奥国の新興豪族層で当該郡の郡司ないし軍団の軍毅クラスの人びとではないかと推
- (4) 【続紀】宝亀六(七七五)年三月丙辰条に「陸奥蝦賊騒動、自、夏渉、秋。民皆保、塞、田畷荒廃」とあり、あるいは延暦元(七八 年春; 、百姓妖言、騒擾不」止。奥邑之民、去」居逃出。……又栗原•賀美両郡百姓、逃出者多、不」得∥抑留」」とあり、さらには同 三(八〇八)年十二月甲子条に「奥郡庶民、出走数度」とあり、『続後紀』承和四(八三七)年四月癸丑条に「自"去年春,、至"今 二)年五月甲午条に「陸奥国頃年兵乱、奥郡百姓、並未"来集」。勅給"復三年;」とみえる。また九世紀に入っても、『後紀』大同

和七年三月壬寅条にも「奥邑之民、共称;[庚申] 、渡出之徒、不」能;[抑制; 」と語られているなど、この地域は慢性的に不安定な状 **書承和六年四月丁丑条に「災星屢見、地震是頻。奥県百姓、多以畏逃。又胆沢・多賀両城之間、異類延蔓、控弦数千」とみえ、承**

(15) 平川氏、前掲「律令制下の多賀城」。

況にあった

わりに

お

郡領家のもとで、律令的な籍帳支配を実施して、兵員や軍粮を確保しなければならなかった。そのようなことから、 れた郡で、蝦夷と境を接した流動的な在地の状況と、他地域からの移民を主体とした特殊な住民構成、 付属した施設として構築されたのはこのような理由によると考えられる。城栅設置地域に置かれた近夷郡は、城栅 おこなうためには、少なくとも平時の蝦夷支配体制を維持するのに必要な最小限の兵員や物資は現地で調達できる これは古代における農業生産力の水準や兵員・物資の輸送形態に制約された結果と考えられ、蝦夷支配を継続して びとを集住させ、それらの人びとを兵員、城栅の造営・修理の労働力、軍粮などの供給源にするという方式である。 かの枠組みを考えることができると思われる。まずもっとも基礎となるのが、城栅設置地域にできるだけ多くの人 を拠点とした蝦夷支配に不可欠な、この地域への移民系住民の十分な定着と安定的な支配とを実現するためにおか ようにしておくことが、必須のこととされた。城栅が当初から一貫して、移民系や蝦夷系からなる一定数の住民を 城栅を拠点とする蝦夷支配には、膨大な人員と物資を必要としたが、その調達の方式を地域的にみると、いくつ 弱体な譜第

通常の令制郡のように伝統的権威に依拠して住民を安定的に支配することが困難であったために、郡域を小規模に してより有効な支配をおこなおうとしたのである。

げ、ここに至ってようやく律令制の理念である辺要国中心の蝦夷支配体制が一応とれるようになった結果と解され 羽の現地の国力によって蝦夷支配を遂行するという政策に転換する。これは、一連の基盤強化策が一定の成果をあ された多賀城の成立のころにほぼ一段落して、このころ東国への依存を最小限にとどめて、可能なかぎり陸奥・出 開され、それが別稿で論じたように、神亀元(七二四)年前後の広域陸奥国の復活とその国府兼鎮守府として建置 離・独立のあたりから、東国・北陸諸国などからの栅戸の大量移配を中心とした辺要国の基盤強化策が組織的に展 玉 職掌も、理念的に同様の関係にあったとみてよいであろう。ところが現実には、当初からこれら蝦夷と境を接する は、その国内支配を前提・基礎としていたということができるのである。とすれば、令に規定された二つの分野の 蝦夷支配に必要な兵員・物資などの確保をその主目的としていたといってよいから、辺要国の国司による蝦夷支配 併存したのではないということである。というのは、本稿でみたように、辺要国における国内の住民支配は、畢竟、 たる広汎な権限も有していたが、注意すべきことは、この辺要国国司の両分野にわたる権限は、決してばらばらに 斥候」の三項目が規定されている。辺要国の国司は、 の両辺要国である。職員令大国条には陸奥・出羽・越後三国の国守の職掌として「饗給(大宝令では憮慰)、征討、 .の国力のみで蝦夷支配をおこなうことは困難で、和銅元(七〇八)年の出羽郡の建置とそれにつづく出羽国の分 蝦夷支配のための人員・物資の調達のもうひとつの枠組みとなったのが、陸奥・出羽(出羽国成立以前は越後国) 一方で他の一般の令制国の国司と同様に、国内支配全般にわ

四月に国宰・郡司・鎮将・辺要等の官のおこなうべき任務を規定したなかに、鎮将・辺要官の任務に相当すると思 る。 弁し、独力で辺境の支配、城栅の修理をおこなうことが要請されていることからも裏づけられる。 われるものとして「且守且耕軍粮有、儲、辺境清粛城隍修理」とあり〔『続紀』同年四月庚午条〕、辺要国が軍粮を自 平時の兵員・軍粮を辺要国で自弁する体制が確立されていくのである。それは、たとえば延暦五(七八六)年 その後、 軍団制の強化や当国鎮兵制への移行、さらには国内の出挙利稲による軍粮の儲備などの諸政策によっ

備軍や軍粮などの一部をなお東国に依存したことは周知の事実であり、蝦夷との対立が激化・長期化した場合には 態を基本としていたと考えられることで、さらにまたかかる方式のもっとも基礎をなしていたのが、近夷郡による して陸奥・出羽などの蝦夷と境を接した辺要国が、自国の人員・物資により、城栅を拠点としておこなうという形 はむろんであるが、ここで強調しておきたいのは、律令国家の蝦夷支配は、理念においても、現実においても一貫 めていうまでもないであろう。その点で東国などの諸国が対蝦夷政策にはたした役割がきわめて重要であったこと それでも支えきれず、征討軍が編成されると同時に、より広汎な諸国から武器・軍粮などが調達されたことも、改 で陸奥・出羽などの辺要国全域の国力を動員して支弁されたが、国司・鎮官らの公廨を別にしても、鎮兵などの常 このように蝦夷支配のための人員・物資は、城栅設置地域の近夷郡の人的・物的資源をその基礎とし、そのうえ

が明らかであるし、薩摩・大隅両国の郡は移民を主体とした国府周辺の郡と隼人郡とに二分され、両者においては なお本稿ではふれることができなかったが、隼人支配においても、栅とその付属の住民たる栅戸が存在したこと

蝦夷と境を接した地域の支配であったということができると思うのである。

賦課も明確に異なることが指摘されている。国府周辺の郡が東北の近夷郡にほぼ相当しよう。ただ隼人郡が小郡と して分立したのは、隼人集団自体の孤立・分散性と律令国家側の分断政策の結果と考えられており、移民を主体と

した近夷郡の小ささとは成立の事情を異にするようである。

注(1) 井上辰雄『隼人と大和政権』(学生社 一九七四)、同氏『熊襲と隼人』(歴史新書)(教育社 一九七八)、中村明蔵『隼人の研 究」(学生社 一九七七)、同氏『隼人の楯』(学生社 一九七八)など参照。